

地域でつくる安心のまち

災害時における
重度障害者・要介護高齢者等のための
安否確認実施マニュアル



平成16年(2004)3月

“災害に強いまちづくり”をめざして

岸和田市

はじめに

平成7年(1995)1月17日の未明に発生した阪神・淡路大震災では、6,400人を超える方の尊い命が奪われました。

その後も全国的には鳥取県西部地震をはじめとした地震災害や、東海地方を中心とした記録的な豪雨による水害が発生するなど、各地で自然災害による被害が発生しています。近年、岸和田市におきましても大きな被害には至っていないものの、夏から秋にかけて短時間における集中した豪雨に見舞われることが目立ち、また、平成15年(2003)度には「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市もこの法律に基づく推進地域の指定市町村に含まれるなど、自然災害に対する心構えと備えを改めて考えなければならない時期にあるといえます。

風水害(台風や大雨)のように予・警報により情報が得られる場合は事前に準備行動をとることが出来ますが、地震災害のように発生が予測できない場合は地震の揺れによる被害とともに、建物の倒壊による火災などの二次災害への対応が必要になります。火の始末や火災発生時の初期消火とともに、迅速な避難が求められます。

「避難」は身の安全を守るうえで最も有効な行動ですが、自分自身または家族等の同居者のみでは避難することが困難な人達があります。

自分の身を守ることが最優先ですが、避難することが困難な人達に対して、地域の住民が力を合わせて救いの手を差し伸べることも大切です。

このことから、災害発生時に自力での避難が困難な障害者や高齢者等を対象とした「安否確認実施マニュアル」を作成し、地域の理解と協力による防災力の充実強化を目指します。



基本方針

災害発生時において安否確認体制が有効に機能するには、行政だけでなく、関係機関、地域住民との連携が必要になります。「災害時における重度障害者・要介護高齢者等のための安否確認実施マニュアル」は、防災関係機関はもとより、町会・自治会組織、民生委員・児童委員、各種福祉関係団体、郵便局などの関係団体・関係機関と連携を図り、重度障害者・要介護高齢者等、いわゆる災害時要援護者に対する支援、特に安否確認活動が地域の特性を活かして的確かつ迅速に実施できるよう、有効な体制づくりを目指します。

第1章 家庭での防災対策

第1節 普段の防災対策（災害から身の安全を守るためには、日ごろの備えが大切です。）

1) 災害にそなえた必需品

避難するときに持っていく非常持出品は最小限にし、リュックなどに入れ持ち出しやすい場所に保管しましょう。

現金 通帳・障害者手帳・健康保険証・運転免許証 水や食べ物 救急用品（常備薬は忘れずに） 衣類・洗面具・タオルなど 筆記用具 携帯ラジオ（乾電池も忘れずに） 懐中電灯（乾電池も忘れずに） 緊急防災連絡票：その他、自分に必要なものを用意しておきましょう。また、期限のあるものは交換しておきましょう。

2) 防災訓練などへの参加

災害時での行動を確認するためにも、積極的に防災訓練や講習会などに参加しましょう。

岸和田市では、「総合防災訓練」や「市民講座・教室」などを実施しています。広報紙などでお知らせしていますので積極的にご参加ください。

3) 地震に備えて

地震の時は、身の安全を最優先に。そのためにも住まいの安全な環境づくりが大切です。

家具が転倒したり移動しないように、金具などで固定しましょう。

落下物の防止に心がけましょう。

- テレビや花瓶などの重いものは、高いところに置かないようにしましょう。
- 照明器具や額縁などが落下しないよう、点検しましょう。割れたガラスでけがをしないよう、飛散防止に努めましょう。
- 窓や食器棚のガラスには、飛散防止フィルムやテープなどを貼っておきましょう。
- 窓には、厚手のカーテンを引いておくのも効果的です。寝室は長い時間を過ごすところです。安全な空間を確保しましょう。
- 出来るだけ家具を置かないように、特に、寝ている近くに家具を置かないようにしましょう。
- 枕もとには、懐中電灯やラジオ、そして、飛散したものを踏まないよう厚手のスリッパなどを備えておきましょう。

家族で役割を決めておきましょう。

- 家族や介護者が不在の時の対応に、隣近所の協力を得ておきましょう。

出口に障害となるものを置かないようにしましょう。

緊急避難に備え、「車イス」や「つえ」は一定の場所に置きましょう。

家の外の通路なども安全点検をしておきましょう。

また、外出先で地震に遭うことも考え、対応について家族やグループで話し合ってみましょう。

4) 台風に備えて

台風の進路やそれに伴う雨情報に注意しましょう。

- テレビやラジオからの気象情報に注意しましょう。
- 停電に備え、ラジオの準備をしておきましょう。

対策は早めにしましょう。

- 瓦や雨戸を点検し、老朽化や傷んでいる時は補強しておきましょう。
- 窓ガラスは、飛来物や風圧に耐えられるよう、ガムテープなどを貼っておきましょう。
- 家の周りを点検しておきましょう。飛ばされそうなものは物置や家の中に入れておきましょう。
- 雨どいや排水溝を点検し、土砂や落ち葉は取り除いておきましょう。
- 台風の規模によっては、早めの避難（特に、自力での避難が困難な方等）が必要です。

5) 水害に備えて

梅雨や台風の季節には集中豪雨に注意しましょう。

- 気象情報や雨量の状況に注意しましょう。
- 雨どいや排水溝を点検し、土砂や落ち葉は取り除いておきましょう。
- 土砂災害の危険を感じた時は、早めの避難（特に、自力での避難が困難な方等）が必要です。
- 水害に備えて、周辺地域（河川、ため池等）の状況を把握しておきましょう。

6) 津波から身を守るために

東南海・南海地震のときは、必ず津波がきます。本市には、地震発生から 100 分前後で到達します。水門が閉まらなければ浸水が予想されません。

- 強い地震や長い時間の揺れを感じたら、直ちに安全な場所に避難しましょう。
- 津波警報が発表されたら、地震を感じなくても直ちに安全な場所に避難しましょう。
- ラジオ、テレビなどを通じて正しい情報を入手しましょう。

《メモ》

第2節 障害者の方や介護が必要な方などの安全を守る

1) 目の不自由な方のために

普段は問題なく生活されている場所でも、災害によって安全に行動できなくなります。その結果、危険を回避することが困難となることから、周りの人の協力がとても大切です。

自分の身を守るために

- 日ごろから近所の人とコミュニケーションをとり、災害時の援助をお願いしておきましょう。
- 外出時に災害が発生した時は、周りの人に目の不自由なことを伝え、援助をお願いしましょう。

目の不自由な方を守るために

- まず声をかけ、どんなお手伝いができるか尋ねましょう。
- 誘導する際は、肘をつかんでもらい、階段などの段差に気を配り、ゆっくり歩きましょう。
- 災害の状況や必要な情報を伝え、安心感を持ってもらいましょう。
- 行き先や方向などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

2) 耳の不自由な方のために

音からの情報判断が困難となり、テレビやラジオ、電話での情報収集が難しく、適切な行動と状況の認識が不十分となります。周りの人が協力して支援することが大切です。

自分の身を守るために

- 筆談のための筆記用具の携帯に心掛けましょう。
- 情報は音声によるものが多いため、筆談などで積極的に情報収集に努めましょう。

耳の不自由な方を守るために

- 音声による情報が伝わりにくいため、筆談や手話、身振りなどで適切な情報を提供しましょう。
- 口の動きで言葉を理解できることもあります。出来るだけ大きく口をあけて話しかけましょう。
- 電話回線が機能しているときは、FAXやインターネットなども情報提供手段に活用しましょう。

3) 音声言語障害の方のために

助けを求めるなど、自分の状況を伝えることが困難となりますので、周りの人の援助が最も大切です。

自分の身を守るために

- 筆談のための筆記用具の携帯に心掛けましょう。

音声言語障害の方を守るために

- 相手の言葉を注意深く聞き取るように注意しましょう。
- 筆記用具などを活用して、情報の提供に努めましょう。



4) 肢体の不自由な方のために

自力で災害に対応する行動が制限されることもあり、周りの人の援助が大切です。

自分の身を守るために

- 車イスや歩行補助具など避難時に必要なものは、緊急の場合でもすぐに使えるところに置きましょう。
- 災害が起きても、車イスの通行に支障のないように、通路の確保に心掛けましょう。

肢体の不自由な方を守るために

- 肢体が不自由な方には進んで声をかけ、適切な情報の提供と支援に努めましょう。
- 行き先などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

5) 内部障害や病気の方のために

災害の状況によっては、通院することが困難な場合もあります。人工透析やインシュリン注射など、時間的な課題も考慮に入れて、日ごろから対処法を検討しておくことが必要です。

自分の身を守るために

- かかり付けの医師から、災害時や通院できない時の対処を確認しておきましょう。
- 本人や家族の方は、緊急時の医療機関の連絡先を控えておきましょう。

内部障害や病気の方を守るために

- 緊急時の医療機関に連絡するなど、その後の対応にも協力しましょう。

6) 判断能力の不十分な方のために

災害の発生による環境等の変化によって、精神的な動揺が高まる場合があります。恐怖感を与えないよう、周りの人は絶えず言葉をかけることが大切です。

自分の身を守るために

- 日ごろから服用している薬は、医師と相談のうえ備えておきましょう。
- 隣近所に、万一の場合の協力についてお願いしておきましょう。

判断能力の不十分な方を守るために

- 精神的な動揺を極力和らげてあげるように、安心できる言葉をかけ続けましょう。
- 避難する時は、行き先などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

7) 高齢や病気により介護の必要な方のために

高齢者は年齢とともに行動機能が衰え、また、病気なども伴って、災害時の適切な対応が困難となります。

身の安全を守るために

- 日ごろから家族の方は隣近所の方々とのふれあいをとおして、万一の場合の協力についてお願いしておきましょう。
- 常備薬や緊急時の対応（通院ができない場合など）について、あらかじめ医師と相談しておきましょう。

高齢や病気により介護の必要な方を守るために

- 寝たきりの方については、家族だけでの対応が困難となります。隣近所で協力をしましょう。また、避難時の担架もできれば準備しておきましょう。

8) 一人暮らしの高齢の方のために

災害に備えた生活空間の安全対策（家具等の転倒や落下の防止など）が不十分であったり、隣近所との付き合いが少ない場合には、災害情報の伝達、適切な支援の機会を逸してしまう恐れがあります。

身の安全を守るために

- 隣近所とのコミュニケーションを密にして、災害時における緊急情報の提供などの協力をお願いしておきましょう。
- 緊急時の連絡先など、必要な事項は「緊急防災連絡票」(資料1)に記載し、携帯しましょう。

一人暮らしの高齢の方を守るために

- 日ごろから隣近所のふれあいが大切です。見守りあえる関係を培いましょう。
- いざという時のために、地域の老人クラブ等への入会など、社会参加を積極的に呼びかけましょう。

9) 外国人の方のために

言葉を理解しにくい外国人の場合、緊急の情報が伝わりにくく、対応が遅れてしまいます。声をかけるとともに身振りや手振り、または絵などで情報を伝えましょう。

《メモ》

第2章 重度障害者・要介護高齢者等への支援体制の確立

第1節 安心して暮らせる福祉社会を目指して

1) 災害に強いまちづくりの推進

都市の防災機能の強化を図るため、災害発生後の市民自らの安全確保、市民の自立支援、速やかな災害復旧等の仕組みをつくる単位として、コミュニティ計画に沿った防災生活圏の考え方を取り入れ、防災空間及び市街地の整備、土木構造物等の耐震対策など、災害に強い安全なまちづくりを計画的に推進します。

2) 災害に備えた体制の整備

総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災にかかる組織体制の整備・充実を図るとともに、災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制（資料2）を災害規模に応じた整備します。

3) 市民の防災行動力の向上

市民自らが「自らの地域と自らの命は自らが守る。」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や、食糧の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、市をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示すとともに、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努めます。

4) 災害時要援護者の視点に立った防災対策の推進（福祉対策の充実）

障害者や高齢者など、いわゆる災害時要援護者の方々、特に、重度障害者や要介護高齢者は、災害が発生した際、自力での避難が困難と考えられることから、災害発生直後から地域と連携したきめ細かな支援活動を推進します。

- 災害時の的確な情報提供が行える体制の整備
- 避難誘導、救護、救済対策の確立
- 町会・自治会組織や民生・児童委員を中心に、関係機関・団体をはじめ、町会・自治会に属する既存の団体の協力を得た安否確認などの支援活動の展開
- 福祉器具の調達並びに介護職員の派遣体制の整備

5) 災害への適切な対応

- 役割の明確化
災害時における市および関係機関・市民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備えます。
- 市地域防災計画と防災体制の充実
市地域防災計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するため総合的な防災体制の確立を図ります。
- 事業の推進
災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、避難場所や細街路の整備、消防施設の整備、学校等の耐震化、防災行政無線の整備等を進めます。

第2節 地域でつくる安心ネットワーク

1) 制度の概要

自力での避難が困難と予想される重度障害者や要介護高齢者等を対象に、災害時における安否確認や避難誘導、さらには災害情報の提供などを迅速かつ円滑に実施する体制づくりを進め、「地域でつくる安心ネットワーク」を構築していきます。

この制度は、市内在住の重度障害者や要介護高齢者等を対象に、本人の同意や個人情報保護にも留意しつつ、あらかじめ登録者名簿を作成し、災害発生時には、その名簿に基づいて地域住民で組織する「安否確認実施機関」が要援護登録者の安否確認や避難誘導などを実施します。

なお、制度の概要は、資料3のフロー図をご参照ください。

2) 要援護対象者の範囲

災害発生時に、市内の在住者のうち在宅で本人または家族等の同居者のみでは避難することが困難と予測される人を対象とします。

対象者の目安として

1、「障害者の場合」は、

身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)を有する人のうち、障害の程度が1級及び2級の人

療育手帳を有する人のうち、障害の程度が「A」の人

精神障害者福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)を有する人のうち障害の程度が1級の人

ただし、上記以外の障害の程度でも、自力での避難に不安を感じている人は、要援護対象者として登録することができます。

2、「65歳以上の高齢者の場合」は、

介護保険制度に基づく要介護度の3, 4, 5の人

ただし、上記以外の高齢者でも、自力での避難に不安を感じている人(例えば、独り暮らしの方)は、要援護対象者として登録ができます。

3) 要援護者登録申請の手続き

広報「きしわだ」への掲載、障害者団体等の会合時での周知、地域の団体が自ら持っている情報をもとに希望の確認、また、福祉関係窓口での登録の呼びかけ等、きめ細かな広報活動を行います。

要援護対象者として登録を希望される方は、「災害時における要援護者登録申請書」(資料4)に必要事項を記入のうえ、申請書に記載の窓口に提出してください。なお、本人が申込みできない場合は、代理人による手続きもできます。

4) 要援護者登録名簿の作成及び管理

要援護者登録申請書をもとに、要援護者登録名簿を作成します。

この名簿は、岸和田市において保管するとともに、事前に住居の確認などのため、地域の民生委員・児童委員及び消防本部に提供し、災害に備えます。

なお、名簿は災害時に迅速かつ的確に安否確認等を行うため使用しますので、複数の民生委員・児童委員で保管することを原則とします。

5) 要援護登録者の責務

登録した内容に変更が生じたときは、速やかに福祉関係課へ電話等で連絡してください。

災害発生時に、自らが無事である場合、その旨を速やかに「単位安否確認実施本部（ 1 ）」、又は岸和田市災害対策本部に連絡してください。

災害対策本部 電話番号 23 - 2121（代表）

災害対策本部 FAX番号 23 - 6933（直通）

（ 1 ）町会・自治会単位の意

6) 安否確認等の実施（災害時の対応）

災害時に各地域において「単位安否確認実施本部（本部長は町会長・自治会長とする。）」を設置し、事前に要援護登録申請書に基づいて作成した名簿によって、「安否確認実施協力団体（町会・自治会に属する各団体）」や災害ボランティア等が安否確認・避難誘導などを実施します。安否情報は、「地区安否確認実施本部（ 2 ）」で集約し、地域防災無線等（別添一覧表）を通して岸和田市災害対策本部に連絡を行います。

（ 2 ）地区市民協議会単位の意

7) 関係機関・団体の役割

岸和田市（災害対策本部）

災害時には岸和田市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、被害状況の把握にあたりとともに、防災関係機関との連携による被害の拡大防止対策や災害応急対策を実施します。また、安否情報の提供も行います。

岸和田市消防本部

災害の防除、警戒、鎮圧にあたりとともに、要救助被災者の救助・救出活動を実施し、負傷者の救急搬送などを行います。

水防団

災害の防除、警戒、鎮圧にあたりとともに、日頃の防災活動を活かした要救助被災者の救助・救出活動などを実施します。

町会・自治会（安否確認実施機関）

各町会・自治会役員は、地域の要援護者登録名簿に基づいて次の任務を遂行します。

ア 「単位安否確認実施本部」の設置・運営に関すること。

イ 町会・自治会に属する各団体（安否確認実施協力団体）に対する適切な情報提供（要援護者登録名簿の提供を含む。）に関すること。

ウ 安否情報等の集約及び「地区安否確認実施本部」への報告に関すること。

エ 避難者や災害時要援護者に対する災害情報の提供に関すること。

地区市民協議会（安否確認実施機関）

地区市民協議会は、次の任務を遂行します。

ア 町会・自治会における災害時活動体制づくりの調整等に関すること。

イ 「地区安否確認実施本部」の設置・運営に関すること。

ウ 安否情報等の集約及び岸和田市災害対策本部への報告に関すること。

エ 岸和田市災害対策本部、防災関係機関及び「単位安否確認実施本部」

への情報提供に関すること。

才 避難者や災害時要援護者に対する災害情報の提供に関すること。

民生委員・児童委員（要援護者登録名簿管理者）

民生委員・児童委員は、要援護者登録名簿管理者として平常時には要援護者登録名簿を適正に管理し、災害時には、あらかじめ町会・自治会長から指名された要援護者登録名簿取扱者に効率的な安否確認ができるよう、当該名簿を取り扱わせることとします。また、単位安否確認実施本部員として、安否確認等に必要な情報の提供を行います。

社会福祉協議会

福祉センターを災害ボランティアセンターとして、運営にあたります。

老人クラブ

日頃の活動を通して得た情報を、「単位安否確認実施本部」に提供するとともに安否確認実施協力団体として活動します。

岸和田内郵便局

郵便物の集配や貯金・保険の外務職員を活用し、集配業務を通して得た安否情報などを市災害対策本部へ提供します。

障害者・児関係団体連絡協議会

災害の実態調査及び避難場所の情報を収集し、障害者の適切な避難場所への移動等を図ります。

身体障害者福祉会

日常の活動の情報をもとに安否確認活動を実施します。

《メモ》

第3章 資料編

資料1 緊急防災連絡票

資料2 災害発生時の職員参集体制

資料3 災害時における安否確認等の実施フロー図

資料4 災害時における要援護者登録申請書

緊急防災連絡票

(1面)

緊急防災連絡票			
氏名	性別	生年月日	
	男・女	明・大 昭・平	年 月 日
住所			
岸和田市	町	丁目	番 号 番地 ()
自宅電話番号		血液型	型
備考 (病気・常備薬・ アレルギーなど)			

(2面)

緊急時の連絡先			
氏名		電話	
住所			
氏名		電話	
住所			
かかりつけの医療機関			
名称		電話	
住所			
家族の集合 場所			
家族の避難 所			

緊急防災連絡票の使い方

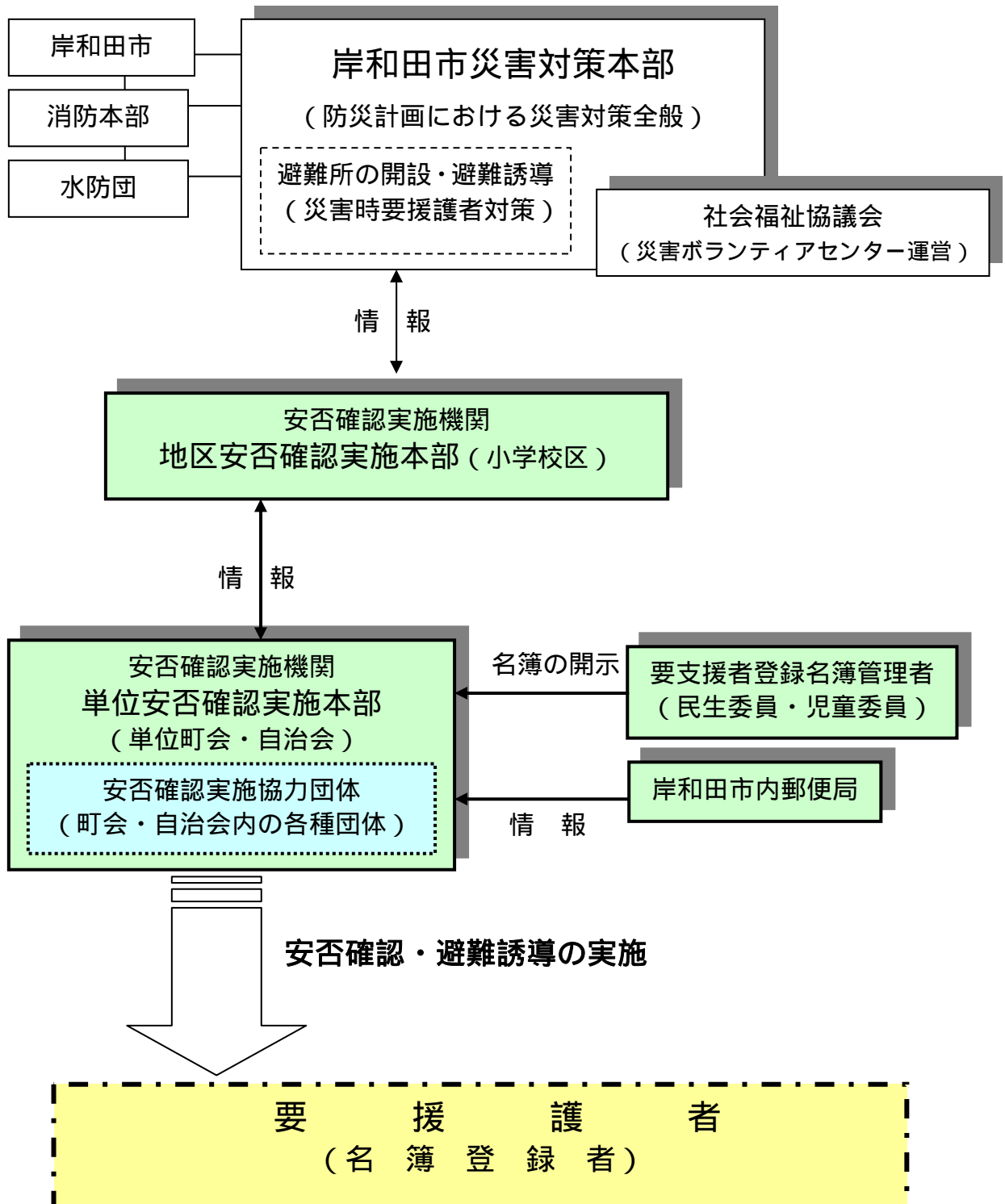
この連絡票を家族の人数分コピーして各自の必要事項を記入して下さい。
外出時には必ずこの連絡票を身につけるようにしましょう。

災害発生時の職員参集体制

区 分	配 備 時 期	配 備 内 容
準備体制	市域又は和泉市、忠岡町及び貝塚市で震度4の地震が発生したとき、又は災害のおそれがある気象予警報等により通信情報活動の必要があるとき 市長が必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・災害初動対策室構成員及び災害初動対策室構成各班の指定職員（人事課、企画課、財政課、環境整備課を除く） ・総務第1部危機管理班指定職員 ・上記以外で災害初動対策室長が指示する部署の職員
警戒体制	市域又は和泉市、忠岡町及び貝塚市で震度4の地震が発生したときで、災害のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき 市長が必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・災害初動対策室構成員及び災害初動対策室構成各班の指定職員 ・総務第1部危機管理班指定職員 ・上記以外で災害初動対策室長が指示する各部署の職員
A号体制	小規模の災害が発生したときで市長が必要と認めるとき	・職員の1/4動員
B号体制	中規模の災害が発生したときで市長が必要と認めるとき	・職員の1/2動員
C号体制	市域又は和泉市、忠岡町及び貝塚市で震度5弱以上の地震が発生したとき 大規模な災害が発生したときで市長が必要と認めるとき	・全職員
上記の体制以外の配備	市長は、必要に応じ特に必要な部署の職員を指名動員する配備指令を発することがある。	
非常参集	<p>職員は、勤務時間外において災害が発生するおそれがある場合は、速やかに所定の場所に参集しなければならない。</p> <p>勤務時間外に市域又は和泉市、忠岡町及び貝塚市で震度5弱以上の地震が発生した場合には、市役所から5キロメートル以内に居住する職員は、直ちに登庁し配備につかなければならない。</p> <p>なお、上記以外の職員についても、各自が極力登庁するよう努力しなければならない。</p>	

災害時における安否確認等の実施フロー図

災害発生 (地震・風水害)



災害時における安否確認要援護者登録申請書

岸和田市長 殿

受付印

本人又は保護（介護）者

住 所 岸和田市 町 丁目 番 号

番地

氏 名 _____ 印

電話番号 _____ - _____

岸和田市において大きな災害が発生した時には、私の安否確認をしていただくため、下記事項の登録を申請します。登録した個人情報、住民基本台帳及び外国人登録との照合を承諾するとともに、災害に備えて民生・児童委員、消防本部に提供し、事前の所在確認や災害時の安否確認などに活用されることに同意し、下記の事項を届出します。なお、内容に変更が生じたときや安否確認が必要でなくなったとき、速やかに届出します。

記

項 目	届 け 出 る 事 項		
安否確認を 必要とする本人の氏 名	フリガナ		性 別 男・女
〃 生年月日	明・大・昭・平	年 月 日(歳)	
〃 住民登録地	岸和田市		
〃 住 所	岸和田市		
〃 電話番号等	電話	FAX	

項 目	届 け 出 る 事 項		
第1次 緊急時の連絡先の氏 名	フリガナ		本人との続柄
〃 住 所			
〃 電話番号等	電話	FAX	

項 目	届 け 出 る 事 項		
第2次 緊急時の連絡先の氏 名	フリガナ		本人との続柄
〃 住 所			
〃 電話番号等	電話	FAX	

申請理由等	支援活動を円滑に進めるための参考に、身体の状態などを記入してください。例えば、「手足が不自由なため外出できない」など
	1．重度障害者 2．要介護高齢者 3．その他（1・2以外で独り暮らし等）

- * この申請書に記入された内容は、災害時の安否確認用にしか使用しません。
- * この申請書の控えは、必ず保管し申請内容に変更等が生じたときは、届出をしてください。